

# 令和6年第3回各務原市教育委員会会議録

日時 令和6年3月4日（月）  
午後3時00分開会  
午後4時00分閉会  
場所 産業文化センター5階第1会議室

## 1 出席委員

教育長 加藤 壽志、委員 大堀 憲、委員 和智 陽子、委員 林 ゆり、  
委員 小島 聡太郎

## 2 出席職員

（教育委員会事務局）

事務局長 横山 直樹、参与兼教育施設整備推進室長 牧田 洋之、総務課長 足立 勉、  
学校施設課長 嶽 翁輔、学校教育課長 林 健司、青少年教育課長 三輪 史子、  
文化財課長 西村 勝広、スポーツ課長 河瀬 憲政

## 3 会議の書記

教育委員会事務局総務課主幹 小川 大介、教育委員会事務局総務課主事 砂川 雄哉

## 4 会議に付した案件

議第8号 学校教育に係る方針等について

議第9号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事（財産  
の取得について）

議第10号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事（財産  
の取得について）

議第11号 人事に関する事

## 5 開会

教育長より、開会を宣言。

## 6 議事の概要

### (1) 議決事項

教 育 長 本日の議案中、議第9・10号は、議会の議決を経るべき事件の議案につい  
ての意見の申出に関する事に該当するため、議第11号は、人事に関する  
事に該当するため、非公開としたいと思います。

教 育 長 非公開とすることに異議はありませんか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 では、当該案件については非公開とします。

議第8号 学校教育に係る方針等について

教 育 長 議第8号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 (議第8号 学校教育に係る方針等について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

大 堀 委 員 来年度の方針は、各教員にどのような形で伝わっていきますか。

学校教育課長 この会議で承認をいただいた後、各学校に伝達します。その後、学校内で来年度の学校経営を考える際に、それぞれの分野の委員会でこの方針を周知します。そこで、学校の取組みについて、今年度の成果と課題を明らかにし、本方針を基にしながら、来年度の教育計画を立てる作業を今年度中に実施します。また、来年度4月には、異動してきた職員も含め、改めて職員会の場で、市の教育方針を基にした学校の教育方針を周知します。

大 堀 委 員 教員は個々に、この方針に基づいて、目標値の設定をしますか。

学校教育課長 市から方針が通知された後、各学校で学校の方針を決定し、それに基づき、各教員が個々の目標設定を行います。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

和 智 委 員 前年からの大幅な変更点がありますか。

学校教育課長 大幅な変更はありません。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第8号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第8号を原案通り承認いたします。

議第9号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事(財産の取得について)

教 育 長 議第9号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

教育施設整備推進室長 (議第9号 財産の取得について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第9号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第9号を原案通り承認いたします。

議第10号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事(財産の取得について)

教 育 長 議第10号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 (議第10号 財産の取得について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第10号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第10号を原案通り承認いたします。

議第11号 人事に関すること  
(内容非公開)

7 閉会

教育長より、閉会を宣言。